

死亡届を出された方へ

このたびのご親族のご不幸、謹んでお悔やみ申し上げます。亡くなられた後の手続きに必要な各課のご案内です。市役所へお越しの際は、下記のうち該当するものをお持ちいただきますようお願いします。

お持ちいただくもの

	✓	関係する手続き	持ち物	担当課 電話番号	窓口 番号	
戸籍・住民票関係		印鑑登録 死亡された方の印鑑登録は廃止になります。カードはご自宅で廃棄していただき結構です。	□本人確認書類 【写真付きのもの】 運転免許証・個人番号カード・パスポート・障害者手帳など 【写真付きのものがない場合】以下から2点 資格確認書・介護保険証・年金手帳など	市民課 (072-483-7791)	13 本庁 1階	
		世帯主変更 世帯主が死亡されると、世帯主変更届が必要になる場合があります。	□委任状（戸籍・住民票の発行、世帯主変更を代理の方が行われる場合）			
		個人番号カード（写真入り） 返納をお願いします。通知カード（緑色の紙のカード）の返納義務はありません。				
戸籍謄本等の発行		<p>相続等で住民票（除票）や戸籍などが必要になることがあります、最新の情報に変わり、お渡しできるまでにお時間を要します。</p> <p>発行までの目安は下記のとおりです。</p> <p>戸籍謄本の発行までの目安</p> <p>○本籍が泉南市 … 1週間～2週間（混雑具合によって3週間程度かかる場合があります）</p> <p>○本籍が他市町村 … 2週間～3週間（市町村によって異なります）</p> <p>住民票（除票）の発行までの目安</p> <p>○平日に届出を出した場合は翌日の午後以降（土日祝を除く）</p> <p>○土日祝に届出を出した場合は2日後の午後以降（土日祝を除く）</p> <p>※除票についてはお取りいきいただける方が限られております。添付書類が必要になることもありますので、事前にお問い合わせください。</p>				
健康保険関係		国民健康保険 資格喪失届の提出、葬祭費の支給申請、資格確認書を返還してください。	□本人確認書類 【写真付きのもの】 運転免許証・個人番号カード・パスポート・障害者手帳など 【写真付きのものがない場合】以下から2点 資格確認書・介護保険証・年金手帳など □国民健康保険資格確認書 【葬祭費を申請する場合】 上記と合わせて □葬儀の領収書（喪主がわかるもの） □口座情報がわかるもの（喪主）	保険年金課 (国民健康保険) (072-483-3431)	19 本庁 1階	
		後期高齢者医療 葬祭費の支給申請と資格確認書を返還してください。	【葬祭費を申請する場合】 □後期高齢者医療資格確認書 □葬儀の領収書（喪主がわかるもの） □口座情報がわかるもの（喪主）	保険年金課 (後期高齢者医療) (072-483-3455)		
国民年金		国民年金 厚生年金・共済年金の手続きについては、以下にお問い合わせください。 厚生年金…年金事務所 共済年金…年金事務所または各共済組合	国民年金加入中の人や国民年金のみ（3号期間除く）をもらっている人が亡くなったときは、すみやかに国民年金担当に届けてください。（年金事務所への届出が必要な場合もあります。） 基礎年金番号がわかるものをご持参ください。必要書類等をご紹介します。 ※複数の年金をもらっている場合または届出先がわからない場合は、年金事務所または国民年金窓口にてお尋ねください。（基礎年金番号が必要となります。）	保険年金課 (国民年金) (072-483-7792) 貝塚年金事務所 お客様相談室 (072-431-1122) 自動音声案内①、②を押すとお客様相談室へつながります。	21 本庁 1階	

	✓	関係する手続き	持ち物	担当課 電話番号	窓口 番号
介護保険関係		介護保険 資格喪失届を提出してください。 保険証、各種認定証（お持ちの方のみ）を返還してください。	□介護保険証 □各種認定証（お持ちの方のみ）	長寿社会推進課 (介護保険係) (072-483-8251)	23 別館1階
障害・医療・手当関係		身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・特別障害者手当等・特別児童扶養手当・重度障害者医療 返還届・資格喪失届を提出してください。	□各種手帳 □各種医療証 □各種受給者証 □口座情報がわかるもの（相続人）	障害福祉課 (障害福祉係) (072-483-8252)	44 本庁1階
		子ども医療 資格喪失届を提出してください。	□子ども医療証	家庭支援課 (子ども給付係) (072-483-3472)	26 本庁1階
		ひとり親家庭医療 資格喪失届を提出してください。	□ひとり親家庭医療証		
		児童手当 資格喪失届を提出してください。	□新たな養育者と対象児童の口座情報がわかるもの		
		児童扶養手当 資格喪失届を提出してください。	□児童扶養手当証書 □対象児童の口座情報がわかるもの		
税金関係		市民税 軽自動車税（バイク含む） 固定資産税 納税義務者ならびに所有者が亡くなられた場合、手続きが必要です。	【相続人代表者指定（変更）届の手続き】 □本人確認書類（相続人代表者） 【写真付きのもの】 運転免許証・個人番号カード・パスポート・障害者手帳など 【写真付きのものがない場合】以下から2点 資格確認書・介護保険証・年金手帳など 【原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車の廃車・名義変更手続き】 □申告済証（紛失の場合は、車台番号の石刷り） □ナンバープレート ※泉南市内の方に名義変更される場合、ナンバープレートの引継ぎ可。 □届出者の本人確認書類 【税金の口座振替の停止手続き】 □亡くなった方の口座情報がわかるもの	税務課 (市民税) (072-483-9031)	7 本庁1階
				税務課 (固定資産税) (072-483-9032)	8 本庁1階
				税務課 (収納・管理係) (072-483-9033)	9 本庁1階
上下水道		水道・下水道の使用者変更・ 使用中止の手続き ※手続きがない場合、使用していくなくても料金等が請求され続けます。	お客様番号をお知らせください。 ※不明な場合は、所在地と使用者氏名をお知らせください。	泉南水道センター (072-482-0600)	

- その他
- 不動産を所有されている方がお亡くなりになられた場合、相続登記が必要となりますので、大阪法務局岸和田支局（072-438-6501）までお問い合わせください。
 - 年の中途でお亡くなりになられた場合、相続人等がご本人に代わって行う準確定申告が必要な場合があります。
詳しくは泉佐野税務署（072-462-3471）までお問い合わせください。
 - 相続等により、「森林の土地」を新たに取得した場合は事後の届出が必要ですので、産業振興課（072-483-9974）までお問い合わせください。